第三十二条第一項第一号イ(1)中「二千三百七十八万八千百円」を「二千八百五十四万五千七百円」に改め、同号イ(2)中「千九百九十三万四千百円」を「二千三百九十二万千円」に改め、同号イ(3)中「二百四十六万四千円」を「二百九十五万六千八百円」に改め、同号イ(4)中「二百六万千五百円」を「二百四十七万三千八百円」に改め、同号イ(5)中「千百三十五万三千百円」を「千三百六十二万三千七百円」に改め、同号イ(6)中「九百三十四万五千七百円」を「千百二十一万四千八百円」に改め、同号イ(7)中「百十七万四千三百円」を「百四十万九千百円」に改め、同号イ(8)中「百万四千百円」を「百二十万四千九百円」に改め、同号イ(9)中「六十一万八千二百円」を「六十四万九千百円」に改め、同号イ(10)中「百二十九万千六百円」を「百三十五万六千百円」に改め、同号イ(11)中「十一万三百円」を「十一万五千八百円」に改め、同号イ(12)中「四百九十八万七千九百円」を「五百二十三万七千二百円」に改め、同号イ(13)中「三十九万二千二百円」を「四十一万千八百円」に改め、同号イ(14)中「九万五千五百円」を「十万二百円」に改め、同号ロ(1)中「二百九十八万千百円」を「三百十三万百円」に改め、同号ロ(2)中「二十四万六千六百円」を「二十五万八千九百円」に改め、同号ロ(3)中「四百九十八万七千九百円」を「五百二十三万七千二百円」に改め、同号ロ(4)中「三十九万二千二百円」を「四十一万千八百円」に改め、同号ロ(5)中「九万五千五百円」を「十万二百円」に改め、同号ロ(6)及び同号ハ中「六万三千五百円」を「六万六千六百円」に改め、同号ニ中「三万五千六百円」を「三万七千三百円」に改め、同項第二号イ中「(11)まで」を「(13)まで」に改め、同号イ(1)中「、(7)、(13)、(17)又は(20)」を「又は(7)」に、「千十九万五百円」を「千二百二十二万八千六百円」に改め、同号イ(2)中「、(8)、(14)、(18)又は(21)」を「又は(8)」に、「百五万七千四百円」を「百二十六万八千八百円」に改め、同号イ(3)中「二十万五千百円」を「二十四万六千百円」に改め、同号イ(4)中「八百四十三万四千三百円」を「千十二万千百円」に改め、同号イ(5)中「八十七万五千六百円」を「百五万七百円」に改め、同号イ(6)中「十三万二千七百円」を「十五万九千二百円」に改め、同号イ(11)中「四万八千四百円」を「五万八百円」に改め、同号イ(11)を同号イ(13)とし、同号イ(10)中「三万五千六百円」を「三万七千三百円」に改め、同号イ(10)を同号イ(12)とし、同号イ(9)中「五万六千四百円」を「五万九千二百円」に改め、同号イ(9)を同号イ(11)とし、同号イ(8)中「三十万七千七百円」を「三十二万三千円」に改め、同号イ(8)を同号イ(10)とし、同号イ(7)中「五万三千四百円」を「五万六千円」に改め、同号イ(7)を同号イ(9)とし、同号イ(6)の次に次のように加える。

(7)　第七条第一項第二号イ(13)、(17)又は(20)に掲げる医薬品　千七十万円

(8)　第七条第一項第二号イ(14)、(18)又は(21)に掲げる医薬品　百十一万二百円

第三十二条第一項第二号ロ(1)中「三万五千六百円」を「三万七千三百円」に改め、同号ロ(2)中「四万八千四百円」を「五万八千百円」に改め、同号ハ中「三万五千六百円」を「三万七千三百円」に改め、同号ニ中「百二十六万七千七百円」を「百五十二万千二百円」に改め、同号ホ中「三十一万九千円」を「三十八万二千八百円」に改め、同号ヘ中「十一万二千九百円」を「十三万五千四百円」に改め、同号ト中「十八万六千二百円」を「十九万五千五百円」に改め、同号トを同号リとし、同号への次に次のように加える。

ト　第七条第一項第二号イ(13)に掲げる医薬品　二百六十六万二百円

チ　第七条第一項第二号イ(14)に掲げる医薬品　六十六万五千二百円

第三十二条第四項第一号イ中「二百十二万千四百円」を「二百五十四万五千六百円」に改め、同号ロ中「二百三十四万七千九百円」を「二百八十一万七千四百円」に改め、同項第二号イ(1)中「二百八十万千円」を「三百三十六万千二百円」に改め、同号イ(2)中「三百九万八千円」を「三百七十一万七千六百円」に改め、同号イ(3)中「七十四万千四百円」を「八十八万九千六百円」に改め、同号イ(4)中「六十六万三千六百円」を「六十九万六千七百円」に改め、同号イ(6)中「九十七万七千四百円」を「百二万六千二百円」に改め、同号ロ(1)中「二百八十万千円」を「三百三十六万千二百円」に改め、同号ロ(2)中「三百九万八千円」を「三百七十一万七千六百円」に改め、同号ロ(3)中「七十四万千四百円」を「八十八万九千六百円」に改め、同号ロ(4)中「七十七万三千三百円」を「九十二万七千九百円」に改め、同号ロ(5)中「六十六万三千六百円」を「六十九万六千七百円」に改め、同号ロ(6)中「九十七万七千四百円」を「百二万六千二百円」に改め、同条第五項第一号イ(1)中「六十八万五千七百円」を「七十八万七千八百円」に改め、同号ロ(1)中「七十六万九百円」を「八十七万三千三百円」に改め、同号ロ(2)中「八十六万八千六百円」を「九十九万八千八百円」に改め、同号ロ(2)中「九十六万二百円」を「百十万四千二百円」に改め、同号ハ(1)中「五十二万二千六百円」を「五十四万八千七百円」に改め、同号ハ(2)中「六十五万八千三百円」を「六十九万千二百円」に改め、同号ニ(1)中「三十七万九千五百円」を「三十九万八千四百円」に改め、同項第二号イ中「六万五千四百円」を「七万五千四百円」に改め、同項第三号イ(1)中「四十四万八千五百円」を「七十八万七千八百円」に、「三万千四百円」を「三万六千百円」に改め、同号イ(2)中「五十七万百円」を「九十九万八千八百円」に、「三万千四百円」を「三万六千百円」に改め、同号ロ(1)中「三十九万九百円」を「五十四万八千五百円」に改め、同号ロ(2)中「四十九万三千八百円」を「六十九万千二百円」に、「一万二千八百円」を「一万四千七百円」に改め、同号ハ(1)中「三十四万六千百円」を「三十九万八千四百円」に、「九千九百円」を「一万千三百円」に改め、同号ハ(2)中「四十二万千百円」を「五十万千九百円」に、「九千九百円」を「一万千三百円」に改め、同号ニ(1)中「二十六万五千九百円」を「三十万五千七百円」に、「六千九百円」を「八千円」に改め、同号ニ(2)中「三十四万七千八百円」を「三十九万九千九百円」に、「六千九百円」を「八千円」に改め、同条第九項第一号中「六万五千六百円」を「七万五千四百円」に改め、同条第十項第一号イ中「二百七十五万百円」を「三百三十万百円」に改め、同号ロ中「九十一万七千六百円」を「百十万千百円」に改め、同項第二号イ(1)中「二百十二万千四百円」を「二百五十四万五千六百円」に改め、同号イ(2)中「二百三十四万七千九百円」を「二百八十一万七千四百円」に改め、同号ロ(1)中「二百二十五万六千円」を「二百七十万七千二百円」に改め、同号ロ(2)中「二百四十七万八千五百円」を「二百九十七万四千二百円」に改め、同号ロ(3)中「七十七万四千百円」を「九十二万八千九百円」に改める。

第三十三条第一項第一号イ(1)中「千八十八万千七百円」を「千二百七十三万千五百円」に改め、同号イ(2)中「六百二十一万三千円」を「七百二十六万九千二百円」に改め、同号イ(3)中「七百七十六万六千二百円」を「九百八万六千四百円」に改め、同号イ(4)中「三百七十二万千二百円」を「四百三十五万三千八百円」に改め、同号イ(5)中「四十二万九千二百円」を「四十六万七千八百円」に改め、同号イ(7)中「二百三十五万五千四百円」を「百九十二万六千七百円」に改め、同号イ(8)中「百七十六万七千七百円」を「二百二万六千二百円」に改め、同号イ(9)中「百四十万九千百円」を「百五十三万六千七百円」に改め、同号ロ中「(4)まで」を「(6)まで」に改め、同号ロ(1)中「六万三百円」を「六万三千三百円」に改め、同号ロ(2)中「、(3)」を削り、「体外診断用医薬品」の下に「(特定の医薬品又は再生医療等製品とともに使用することとされているものであって、法第二十三条の二の五第三項の規定によりその申請書に当該医薬品又